

北陸銀行 お手続きアプリ利用規約

本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社 北陸銀行（以下、「当行」といいます）が提供するアプリケーション「北陸銀行 お手続きアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）のご利用条件等を定めるものです。お客さまは本規定および当行が別途定める各関連規定の内容を十分に理解・同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

第1条【本アプリについて】

1. 本アプリは、お客さまのスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動して、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、以下の申し込みが行えるサービスです（以下、「本サービス」といいます。）
 - ・ インターネットバンキング「ほくぎんダイレクトA」の利用限度額変更の申し込み
 - ・ 投資信託口座および特定口座（源泉徴収あり／配当受入れあり）、非課税口座の申し込み
 - ・ 個人番号（マイナンバー）の提供
 - ・ ほくぎんWeb口座振替受付サービス・Pay-easy口座振替受付サービス・北陸銀行ポータルアプリ・北陸銀行Web照会サービスのロック（閉塞状態）解除等の申し込み
2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限ります。
3. 本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。なお、所定端末であっても、利用状態等によっては正常に動作せず、利用できない場合があります。
4. 本アプリのご利用手数料は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。ご利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。

第2条【本アプリの権利帰属、利用範囲等】

1. 本アプリの著作権その他の各知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。
3. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

4. 当行から請求があった場合、お客さまは速やかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

第3条【免責事項】

1. 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
2. 前項のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があった場合。
 - (2) 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第4条【本アプリ等の内容変更等】

1. 当行は、本アプリまたは本サービスおよび本規定の内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
2. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「アップグレード」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後の本アプリがご利用になれない場合があります。

第5条【注意事項】

1. 本サービスを利用されるスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
2. 本アプリをインストールしたスマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。

第6条【規定の変更】

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第7条【その他】

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、富山地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2025年2月28日現在)